

第 **1** 章
計画の概要

1. 都市計画マスタープランの改定について

遠軽町の都市計画に関する基本方針である「遠軽町都市計画マスタープラン」は、平成16年8月に策定された。旧遠軽町は、平成17年10月に町村合併により新しい遠軽町に生まれ変わり、平成19年3月に「第1次遠軽町総合計画」が策定され、これを受けて平成22年10月に「遠軽町都市計画マスタープラン」の一部見直しを行った。

その後、社会情勢の変化や住民ニーズの変化等に対応して平成27年3月に「第2次遠軽町総合計画」が策定されたが、町内では豊里地区への（仮称）遠軽豊里インターチェンジ決定や福路地区のスポーツ施設建設、JR 遠軽駅周辺の公共施設建設計画等が検討されているため、上位計画の策定や社会情勢等の変化に対応し、「遠軽町都市計画マスタープラン」も見直しを行うこととした。

一方で、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」も平成27年8月に見直されており、これらの計画との整合性も図ることとした。

なお、当該計画の見直し策定に当たっては、庁内の関係部署職員による検討委員会で検討協議を行い、遠軽町都市計画審議会からも意見や提言を頂き修正を加えたものである。

遠軽町都市計画マスタープラン（見直し）策定体制は下記に示すとおりである。

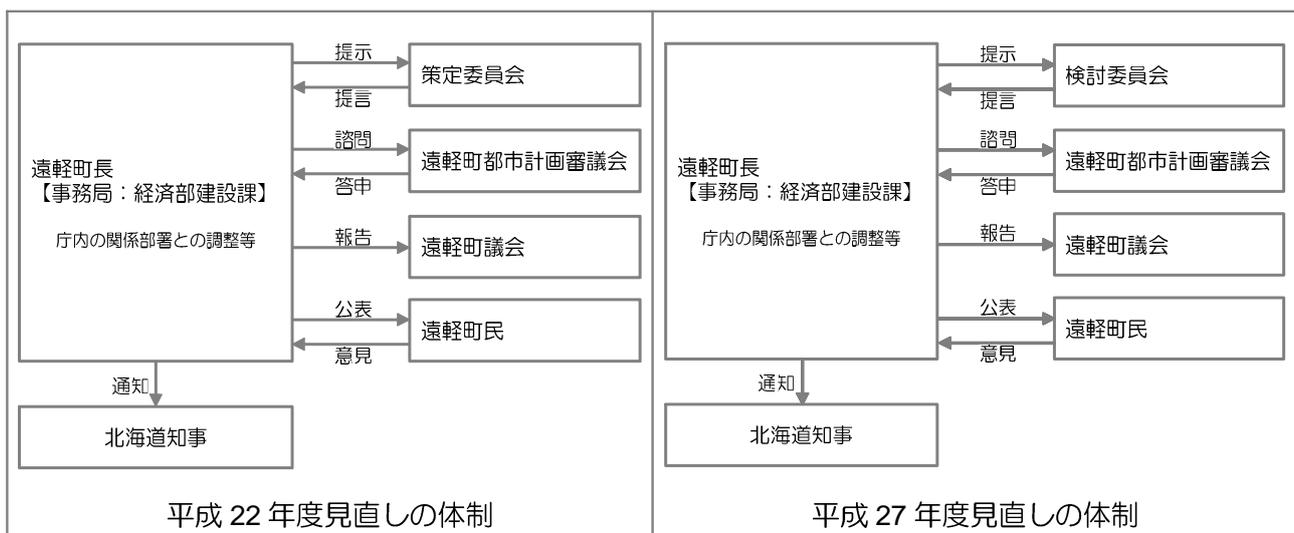


図 1.1 遠軽町都市計画マスタープラン（見直し）策定体制

2. 計画の目的

今日の産業・社会構造の急速な変化や住民の価値観の多様化等に適切に対応し、ゆとりと豊かさの実感できる人間居住の場としての個性的で快適な都市づくりを進めるためには、住民の理解と参加のもとに望ましい都市像を明らかにし、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくことが重要であるとして、平成4年の都市計画法の改正により都市計画マスタープランを策定することが義務付けられた。

都市計画マスタープランは、「市町村が、その創意と工夫のもとに、住民の意見を反映させて、将来都市像や地域別の都市計画の方針をきめ細かく総合的に定めた、市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市計画を有する市町村ではその策定が責務となった。

こうした流れを受け平成16年8月に『遠軽町都市計画マスタープラン』が、計画段階から住民の参加を得ながら、都市計画における課題に対応し、21世紀における快適なまちづくりを進めるための理念、目標を掲げ、都市の将来像を想定したまちづくりの基本方針を定めることを目的に策定された。

その後、平成17年10月に生田原町、遠軽町、丸瀬布町及び白滝村の4町村の合併により新しい遠軽町が誕生し、合併後の遠軽町が目指す将来像として「第1次遠軽町総合計画」が策定され、平成22年10月に『遠軽町都市計画マスタープラン』の一部見直しを行った。その後、さらなる社会情勢の変化や住民ニーズの変化等により、「第1次遠軽町総合計画」を見直し、平成27年3月に「第2次遠軽町総合計画」が策定された。また、平成27年8月には、北海道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しが行われた。

社会情勢の変化は一層加速し、人口の減少と少子化が進み、超高齢社会の到来が予想されている。遠軽町においても、同様の問題が発生することは容易に想像され、また、都市施設の老朽化等も合わせて対応が迫られる課題である。遠軽町では人口が減少しており、また、将来人口推計でも人口が減少し、高齢者率が高くなることが予測されている。今後遠軽町では人口減少、少子化、高齢化を前提とした計画作りを行う必要がある。

このような背景を踏まえ、基本的な方針の大きな変更は伴わず、策定からの経年変化及び現行の『遠軽町都市計画マスタープラン』と上位計画との整合性を図るための見直しを行った。

なお、今回の見直しにおいては、合併後の新遠軽町を「遠軽町」または「まち」、現行の都市計画区域を「街（まち）」と定義する。

3. 計画の位置づけ

『遠軽町都市計画マスタープラン』は、平成27年3月に新たに策定された「第2次遠軽町総合計画」の都市計画に関する基本方針と位置づけ、北海道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するものとする。

「総合計画」は、行政全般にわたる基本方針を示したものであり、「都市計画マスタープラン」は、「総合計画」における土地利用、都市計画の分野についての骨格的事項を受け、現都市計画を総体的に調査点検し、将来都市像及び土地利用、都市施設整備に関する基本方針を町民にもわかりやすく表現した計画と位置づける。

また「都市計画マスタープラン」は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即する他、国、道等の上位・関連計画に位置づけられた広域的な役割を踏まえつつ、まちが策定した各分野における関連計画との整合性を図り策定されている。

さらに、都市計画に関連する分野別計画として遠軽町住生活基本計画、遠軽町町営住宅長寿命化計画、遠軽町緑化推進計画、遠軽町地域防災計画及び交通バリアフリー基本構想等があり、「都市計画マスタープラン」の策定に当たっては、これら既往の計画の主旨との整合性を保つことに留意する。

なお、今後策定される都市づくりの関連計画については、「都市計画マスタープラン」に基づくこととなる。

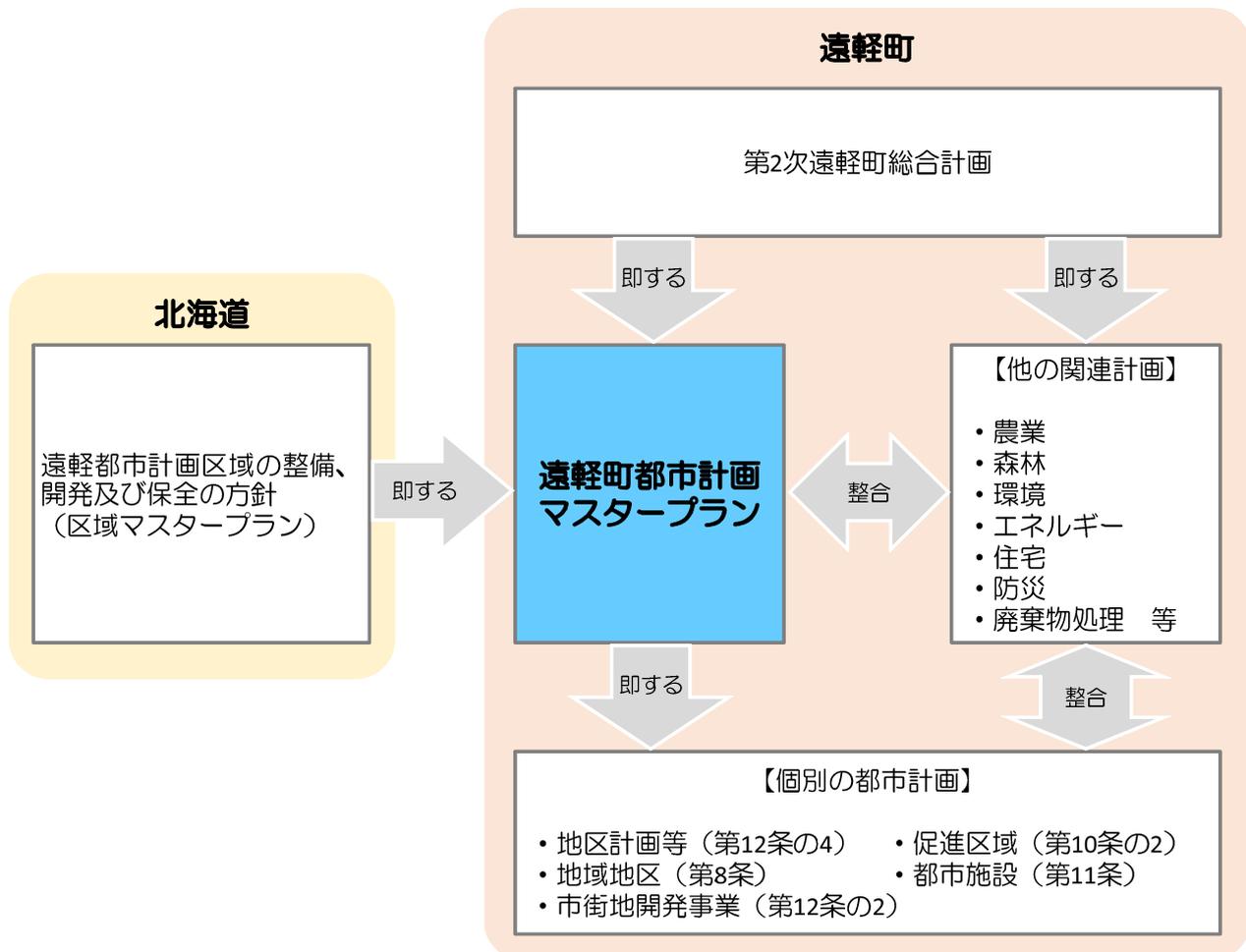


図 1.2 計画の位置づけ

4. 計画の目標年度と将来人口

平成 22 年度に見直された『遠軽町都市計画マスタープラン』は、遠軽町の都市計画に関する基本的な方針として、策定から概ね 8 年後の平成 30 年度を目標としていたが、策定から 5 年が経過し、また、社会情勢の変化や住民ニーズの変化等により、平成 26 年度には総合計画の変更が行われた。このような状況から、今回の都市計画マスタープランの見直しは中間見直しとしてとらえ、基本的な方針の大きな変更は行わず、目標年次は、総合計画の変更状況及び総合計画の目標年度が平成 36 年度である事を踏まえた平成 38 年度を目標とする。

一方、人口については「第2次遠軽町総合計画」において、目標年次の平成36（2024）年度における遠軽町の人口を18,000人と設定している。なお、『遠軽町都市計画マスタープラン』の目標年次である平成38（2026）年度における将来人口は、地方分権の進行により広域行政が浸透して、この地方の中心都市として堅実な進展をするものと想定し、「第2次遠軽町総合計画」で定める目標人口と同じ18,000人とする。

5. 計画の区域

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、町村合併により飛躍的に町域が拡大した後も農林業への影響も少ないと考えられる。

現在、遠軽町の人口は減少の傾向を示し、今後、増加に転じることは容易ではないと推測される。一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが、将来の都市計画区域については大きな変化が想定されず、今後はこれまで整備を進めてきた都市基盤を活用した内部充実型のまちづくりを基本としつつ、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え現時点では都市計画区域の規模に大きな影響を与える要素等もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、今後の見直しにおいて、『遠軽町都市計画マスタープラン』の区域は、現行の都市計画区域を対象とし1,985haとするが、今後の状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行う。

6. 計画の構成

『遠軽町都市計画マスタープラン』の構成は次のとおりである。

